

個人情報管理規程

長崎県保険医協会

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、本会内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、本会で保有する個人情報の漏えいを防ぎ、個人情報管理（以下 情報管理という）に関する本会としての社会的責任を果たすことを目的とする。

第2条（用語の定義）

本規程で使用する用語は以下の通りとする。

一 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

二 本人

当会が保有する個人情報で識別される個人をいう。

第3条（対象となる情報）

本規程の対象となる情報は、本会で保管するすべての個人情報を指し、電子データ、印字データの別を問わない。

第2章 情報管理体制

第4条（統括情報管理責任者および情報管理責任者）

本会における統括情報管理責任者は担当理事とし、情報管理責任者は事務局長とする。

- 2 統括情報管理責任者は本会の情報管理全般を統括するとともに、情報管理責任者を指導する。
- 3 情報管理責任者は、情報管理委員会を主宰し、本会における情報管理に関する組織の推進に責任を負うとともに、統括情報管理責任者に進捗状況を報告する義務を負う。
- 4 情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

第5条（情報管理委員会）

本会における情報管理に関する意思決定機関として情報管理委員会を設置する。

- 2 委員長は情報管理責任者とし、委員は情報管理責任者が委任した者とする。
- 3 情報管理委員会は、情報管理に関する取り組みの計画立案、指示、監督を行う。

第3章 情報管理に関する基本的ルール

第6条（情報管理に関する取り組み）

情報管理委員会は当会における情報管理に関し、取扱い規定の策定、セキュリティ対

策の実践等、必要な取り組みを行うものとする。

第7条（個人情報の取扱い）

事務局員は、本規程およびその他情報管理に関する規則を遵守しなければならない。

- 2 個人情報を取引先・委託先に開示・提供する場合は、情報管理責任者の承認を得た上で、機密保持契約等を締結してこれを行うものとする。

第8条（教育）

情報管理責任者は、定期的に事務局員を対象として情報管理に関する教育を行う。

第4章 個人情報保護に関するルール

第9条（個人情報保護に関する基本方針）

本会は、個人情報保護に関する基本方針を定め、これを公表する。

第10条（個人情報の収集）

本会は、収集する個人情報の利用目的を明文化し、事務所内に置くとともにホームページ等で公表する。

- 2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。

第11条（個人情報の保管）

本会で保管する個人情報は、会員管理台帳、共済加入者台帳などにより管理するものとする。

- 2 本会で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、合理的な安全管理対策を行う。
- 3 事務局員は情報管理責任者の承認なく、個人情報を会外に持ち出してはならない。

第12条（個人情報の利用）

個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

- 2 個人情報の取扱いを関連業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還または廃棄、違反時の取扱い等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行うものとする。
- 3 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、予め情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

第13条（個人情報の廃棄）

保管期間を経過した個人情報、または当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人情報の廃棄にあたっては、外部に漏えいしないよう、印字データについては

シュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。
なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

第14条（照会対応）

本人もしくはその代理人からの情報開示・訂正・利用停止等の請求や相談についての受付窓口を情報管理委員会に設置する。

- 2 事務局は対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

第5章 雑則

第15条（本規程への違反）

本規程への違反が明らかになった場合、本会は就業規則の定めに従い、違反を行った事務局員に対する懲戒処分を行うものとする。

第16条（細則）

情報管理責任者は、必要に応じて情報管理に関する細則を定めるものとする。

第17条（施行）

本規程は2005年4月19日より施行する。